

特定不妊治療費助成

? なぜこの事業を行っているのですか？

子どもを望んでいても、なかなか子どもを授かることができない方に対して、その原因を調べ、妊娠しやすくなるように行う治療を「不妊治療」といいます。不妊治療には、薬物による治療や人工授精などさまざまな方法があり、このうち、「特定不妊治療（※解説）」には、特に高額の治療費が必要となります。

そのため、特定不妊治療を受ける方の経済的負担の軽減を目的に、平成24年度から、従来の東京都の助成に加えて、区でもさらに治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を行っています。

? どのようなことを行っていますか？

特定不妊治療を受ける費用の一部を助成しています。

●助成額

東京都の助成を受けた特定不妊治療について、東京都からの助成額を除いて、1回あたり最大5万円まで区が助成します。

●助成回数

初年度は、1年度当たり3回、2年度目以降は1年度当たり2回を限度に、通算5年度まで、かつ、合計10回まで助成します。



? 事業の進み具合はどうか？

台東区では、平成24年度の助成申請件数を120件程度と見込んでいます。これまで実施してきた東京都の助成制度の実績を見ると、台東区民の利用件数は、年々増加傾向にあります。こうしたことから、特定不妊治療に対する需要が増加していることが伺えます。

? 今後はどのように取り組んでいくのですか？

特定不妊治療費助成に対する要望は、さらに高まると予想されます。今後も区のホームページや広報等を通じてお知らせするなどして、助成制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。



■この事業に関するお問合せは■

健康部保健サービス課

03-3847-9447

【解説】

特定不妊治療

ここでは、体外受精または顕微授精による不妊治療のことを指しています。特定不妊治療は、公的医療保険の対象とならないため、高額の治療費が必要となります。